

諮 問 第 1 号
令和 4 年 7 月 7 日

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

苫小牧市長 岩 倉 博 文
(総務部法務文書課)

苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の規定に
基づく諮問について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」とい
う。）の改正に伴い、下記の5つの事項について、苫小牧市情報公開・個人情報
保護審査会条例（平成17年条例第29号。以下「審査会条例」という。）第2
条第1項第3号の規定に基づき、諮問いたします。

記

- 1 改正された保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）で定
める必要があるとされている事項について
- 2 施行条例で定めることができるとされている事項について
- 3 施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- 4 施行条例の不開示条件等との整合を図ることを目的とした、苫小牧市情報公
開条例（平成10年条例第14号）の改正に係る事項について
- 5 改正された保護法の施行に伴う審査会条例の改正に係る事項について